

入札説明書

青森市役所柳川庁舎清掃等業務に係る入札公告に基づく条件付き一般競争入札（総合評価落札方式）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和5年1月27日

2 業務概要

- (1) 業務名 青森市役所柳川庁舎清掃等業務
 - (2) 履行場所
 - (3) 履行期間
 - (4) 予定価格（税込）
 - (5) 入札方法
 - (6) 落札を制限する制度
 - (7) 本業務は条件付き一般競争入札（総合評価落札方式）の方法による。
- } 公告【別記】1のとおり

3 入札参加資格

条件付き一般競争入札実施公告のとおり

4 総合評価提出用書類の作成要項

作成する総合評価提出用書類の記載内容等は「総合評価落札方式の運用の手引き～建物清掃等業務～」によるものとする。

5 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

総合評価は評価値により行い、評価値は次式により算出する。

評価値＝「価格評価点」＋「価格以外の評価点」

「価格評価点」の配点は80点とし、以下の式により算出する。

(ア) 入札価格≧調査基準価格の場合

価格評価点＝80点×（1－入札価格／予定価格）

（有効桁数を設けず、小数点第3位まで表記）

(イ) 入札価格<調査基準価格の場合

価格評価点＝80点×{(1－調査基準価格／予定価格)

＋0.5×(調査基準価格－入札価格)／予定価格}

（有効桁数を設けず、小数点第3位まで表記）

「価格以外の評価点」の配点は20点とし、以下の式により算出する。また、評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。

価格以外の評価点＝20点×（評価得点／23.5）

（有効桁数を設けず、小数点第3位まで表記）

(2) 評価に関する基準

本業務の価格以外の評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。

価格以外の評価項目一覧

評価項目		評価基準	配点	
企業の履行体制等	履行体制	「作業計画書」の内容が適正である。	5.0	
		上記以外	0.0	
	自主検査体制	建築物清掃管理評価資格者による自主検査体制の提案がある。	4.0	
		上記以外	0.0	
	研修体制	ア	入札公告日から過去1年間で清掃現場の従事者に対して実施した清掃業務関連の研修実績がある。	2.0
			上記以外	0.0
		イ	入札公告日から過去1年間で警備現場の従事者に対して実施した警備業務関連の研修実績がある。	2.0
			上記以外	0.0
	同種・同規模業務の履行実績	青森市、国又は青森県で同種・同規模の実績がある。	2.0	
		その他自治体で同種・同規模の実績がある。	1.0	
上記以外		0.0		
小計(A)			15.0	
配置予定従事者の労働環境	支払賃金	(配置予定者の平均賃金(週労働時間 15 時間以上配置する者の平均時間給)―青森県の地域別最低賃金)×0.1	2.0	
		上記以外	0.0	
	通勤手当の支給	通勤手当の支給の提案がある。	1.0	
		上記以外	0.0	
小計(B)			3.0	
地域貢献	地域防災への協力体制	地域防災への協力体制の実績あり。	0.5	
		上記以外	0.0	
	品質マネジメントシステム認証取得	ISO9001 を取得	0.5	
		上記以外	0.0	
	環境問題への取組	ISO 14001、エコアクション 21 又は KES を取得している。	0.5	
		上記以外	0.0	
	障がい者の雇用	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく報告義務がある業者が法定雇用率を達成している。	1.0	
		「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく報告義務がない業者が障害者を 1 人以上雇用している。	1.0	
		上記以外	0.0	
	協力雇用主としての登録状況	青森保護観察所に協力雇用主として登録されている。	0.5	
		上記以外	0.0	
	健康づくりの推進	あおり健康づくり実践企業認定の対象企業である。	0.5	
		上記以外	0.0	
	本店又は支店等の所在	市内に本店を有する。	2.0	
市内に営業所等のみを有する。		0.5		
上記以外		0.0		
小計(C)			5.5	
合計(満点)			23.5	

(比率で 20 点満点換算)

6 落札者の決定方法

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である入札者のうち、評価値の最も高い者（低入札価格調査制度要領の規定により失格又は失格とみなされた者を除く。）を落札者として決定する。
- (2) 上記(1)において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 評価値の最も高い者の入札価格が調査基準価格に満たない場合は、落札を保留し、低入札価格調査制度要領第13条の規定に基づき、落札者の決定を行う。

7 苦情申立て

- (1) 入札参加者のうち、落札者の決定等に対して苦情がある者は、落札者の決定を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面により申立てすることができる。

なお、受付窓口及び受付時間は次のとおりとする。

ア 受付窓口：青森市総務部管財課

住所 030-8555 青森市中央一丁目2番5号

電話 017-734-5117

イ 受付時間：休日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで

- (2) 上記(1)の書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。